

収支報告の手引き

1. 出納責任者の選任

(1) 選出

選挙運動に関する金銭等の収入支出は、候補者等が選任した出納責任者がすべて取り扱うことになる。

出納責任者は1人に限られ、候補者または推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）が選任できる。

また、候補者自身または推薦届出者自身が出納責任者になることもできる。

(2) 選任届

出納責任者を選出したとき（自ら出納責任者となった場合を含む）は、選任者は「出納責任者選任届」に必要事項を記入して届け出る。

(3) 解任・辞任

候補者は文書で通知することにより、いつでも出納責任者を解任することができる。出納責任者を選任した推薦届出者が候補者の承諾を得たときも、同様に解任できる。また、出納責任者も文書で候補者及び選任者に通知することによって辞任することができる。

(4) 異動届

出納責任者に異動があったときは、出納責任者の選任者は直ちに「出納責任者異動届」を提出しなければならない。

異動原因のうち、解任または辞任による異動の場合には、解任または辞任の通知があったことを証する書面を、また推薦届出者が解任した場合には解任についての候補者の承諾書を添えなければならない。

(5) 出納責任者の職務代行

出納責任者に事故があるときまたは出納責任者が欠けたときは、選任者が代わってその職務をおこなう。この場合には「出納責任者職務代行開始届」を提出しなければならない。また、職務代行の必要がなくなって代行をやめたときは「出納責任者職務代行終止届」を提出しなければならない。

2. 出納責任者の職務

(1) 支出権限

立候補準備のために要した費用の支出（これは選任前なので候補者が支出できる）及び電話による選挙運動に要する支出を除いて、選挙運動に関する支出はすべて、出納責任者か出納責任者から文書による承諾を得た者でなければ、することができ

ない。

（2）届出前の寄附の受領及び支出の禁止

出納責任者が候補者のために寄附を受けまたは支出することは、選任届をした後でなければできないので、選任の届出はなるべく立候補届出と同時に、その他の届出は事由（異動等）の発生後ただちにおこなわなければならない。

（3）誓約書

出納責任者を選任したときは、選任者は出納責任者との間で、出納責任者の支出できる金額の最高額を定める文書をつくり出納責任者とともにこれに署名押印しなければならない。（選挙管理委員会への届出の必要はなし）

（4）会計帳簿の備付と記載

出納責任者は、会計帳簿（地方選挙早わかり 150～152 ページの記載例を参照）を備え、次の事項を記載しなければならない。

① 選挙運動に関するすべての寄附その他の収入

本来の選挙運動に関するものはもちろん、立候補準備のためのものなどもいっさい含む。また、候補者のために候補者または出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。

② ①によって寄附をした者の住所氏名および職業並びに寄附の金額及び寄附のあった年月日

寄附の金額は、寄附が金銭以外のときは時価に見積もった金額を記載する。

③ 選挙運動に関するすべての支出

候補者のために候補者または出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。

④ ③の支出を受けた者の住所氏名および職業並びに支出の目的・金額及び年月日

（5）領収書等

選挙運動に関する支出をしたときは、そのすべてについて支出金額、支出年月日及び支出目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面が必要である。

出納責任者または候補者と意思を通じて支出した者は、領収書等をただちに出納責任者に送付すること。ただし、領収書を徴しがたい事情があるときはこの限りではない。また、切手や乗車券等の場合も不要である。

この領収書等は、収支報告書に添付するために必要であり、また 3 年間の保存義務が課せられている。

3. 収支報告書の提出

（1）提出義務

出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出を記載した収支報告書を添付書類とともに選挙管理委員会に提出しなければならない。

収支報告書は、選挙管理委員会がその要旨を公表する。

提出期限は、次のとおり。

- ① 告示日前から選挙期日の間になされた収支については、これをあわせて精算し、選挙期日後15日目（2月16日）の午後5時まで
- ② ①の届出後の収支については、その収支があった日から7日以内

（2）罰 則

収支報告書の提出を怠りあるいはこれに虚偽の記入をした出納責任者は、処罰される。

4. 選挙運動に関する収入支出と支出制限

（1）収入・寄附・支出の意義 （地方選挙早わかり137～142ページ参照）

（2）選挙運動費用の制限 （地方選挙早わかり165～169ページ参照）

選挙運動に関する支出金額の法定制限額は、次のように計算され、選挙期日の告示（1月25日）後に、境港市選挙管理委員会が告示する。

なお、支出制限額を算出した額に100円未満の端数があるときは切り上げる。

$$\text{法定制限額} = \frac{\text{選挙人名簿登録者数}}{15\text{人}} \times 501\text{円} + 2,200,000\text{円}$$

人数割額 固定額

5. 支出とみなされないもの

- （1）立候補準備のために要した支出のうち、候補者または出納責任者以外の第三者がした支出で候補者または出納責任者の関知しないもの
- （2）立候補者の届出後の支出で候補者又は出納責任者と意思を通じたもの以外のもの
- （3）候補者が乗用する自動車、汽車、バス等のために支出したもの
- （4）選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- （5）選挙運動に関して支払う国または地方公共団体の租税または手数料
- （6）政党その他の政治団体のおこなう選挙運動のために要した支出
- （7）選挙運動用自動車（1台）または船舶（1隻）を使用するために要した支出
(自動車の借上料、ガソリン代、オイル代、運転手の傭料等)
- （8）供託金や公認料（候補者から党への寄附金）

6. 実費弁償及び報酬

（1）実費弁償

実費弁償の支給を認められている者は、選挙運動員と労務者に限る。

1人あたりの支給額は次のとおり。支給できるものとできないもの、金額の制限等があるので注意する。鉄道賃と船賃と車賃は、運動員も労務者も同額。

- ① 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ② 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ③ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額
- ④ 宿泊料
 - <運動員> 1夜につき 23,000 円以内の実費額（食事料 2 食分を含む）
 - <労務者> 1夜につき 20,000 円以内の実費額（食事料を含まない）
- ⑤ 弁当料
 - <運動員> 1食につき 1,500 円、1日につき 4,500 円以内の実費
 - <労務者> 支給できない

※ただし、選挙運動員に従事する者に弁当を支給した場合には、その者に実費弁償として支給できる弁当料は、1日当たりの弁当料の制限額（4,500 円）から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内であり、かつ1食当たりの弁当料の制限額（1,500 円）を考慮しなければならない。

（2）労務者の報酬

労務者とはポスター貼り、葉書の宛名書き、看板の運搬、個人演説会場の設営等選挙運動に付随して行う単純な機械的労務を行う者のことである。

① 基本日額

10,000 円以内

② 超過勤務手当

1日につき基本日額の 5 割（5,000 円）以内

労務者に対して弁当を提供した場合は、労務者に支給すべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければならない。

（3）事務員等の報酬

事務員とは、選挙運動に関する事務に従事する者として雇用された者であり、親族などの特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれない。

車上等運動員とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように車上等において連呼行為等の選挙運動を本務と雇用されている者であり、選挙運動を本務としない者が一時的に車上等における選挙運動に従事することがあっても、報酬は支給されない。

① 支給期間

立候補の届出後、報酬の支給を受ける者として届け出たときから選挙期日の前日までの間

② 支給人員

1日につき、事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者を通じて、9 人以内 ただし、支給できる期間を通じて最大限 45 人まで異なる者を届け

出て報酬を支給できる。

③ 支給額

<事務員> 1日あたり 15,000 円以内

<車上等運動員> 1日あたり 20,000 円以内

<手話通訳者> 1日あたり 20,000 円以内

<要約筆記者> 1日あたり 20,000 円以内

※なお、超過勤務手当は支給できない。

④ 届出

候補者は、その者を使用する前に「選挙運動中報酬を支給する者の届出書」を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(4) 選挙事務所における弁当の提供

選挙運動期間中、選挙運動員及び労務者に対して選挙事務所で食事をするための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものだけ提供できる。

その数は、次のとおり限られている。

ただし、選挙運動期間（7日間）のうち、配分は自由。

候補者1人当たり：45食（15人分）×7日=315食

◇参照 地方選挙早わかり 159~163 ページ

収支報告書記載上の留意事項

1. 収入の部

選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を、収入のあった年月日の順序で、明瞭に記入する。

(1) 寄 附

- ① 「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付、その供与又は交付の約束であり、党費や会費その他債務の履行としてみなされるもの以外のものをいう。政党からの公認料は、寄附として記入する。
- ② 寄附のうち金銭以外の物品その他財産的価値のある物については、時価に見積もった金額を記載しなければならない。たとえば、拡声機、選挙事務所に使用する家屋等を無料で借りた場合や、ポスター貼り等の労務の無償提供の場合。

(2) その他の収入

「その他の収入」とは、収入の中から寄附を除いたもので、候補者の自己資金のうち選挙運動費用にあてたもの及び借入金がこれに該当する。

(3) 記 載

- ① 1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を「○他○件」と記載する。なお、寄附については、1件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- ② 「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記する。

2. 支出の部

(1) 選挙運動のための支出

選挙運動に関するすべての支出を記載する。

これには、直接選挙運動となるような行為をすることに要した費用のほか、その行為 자체が直接の選挙運動のための支出ではないが、結果において選挙運動をするためにおこなわれる行為に要する支出も含まれる。

たとえば、事務連絡用の電話料、選挙事務所に電話を設置する費用など。

(2) 立候補準備のための支出

立候補準備のために要した支出を記載する。

候補者または出納責任者となった者がした支出、他の者が候補者又は出納責任者と意思を通じてなした支出についても記載する。

たとえば、選挙運動用葉書として手持ちの私製葉書を使用する場合ならびに選挙

運動用ポスターを作成する場合の紙代や印刷費など。

(3) 記載

「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用の区別を明記する。

支出項目（10項目）について、次のとおり例示する。

① 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員及び手話通訳者に対する報酬。

なお、選挙運動員等については、実費弁償が支払われるが、その内容は、

④交通費と⑧食糧費として処理する。

② 家屋費

＜選挙事務所費＞ 事務所の借上料、机などの備品の借上料、電話架設費

＜集合会場費＞ 個人演説会場及び備品の借上料

③ 通信費

電話機の借上料と通話料、事務連絡用に限った葉書や封書に要した費用

④ 交通費

地方選挙早わかり 154～155 ページ「エ 交通費の項」を参照

⑤ 印刷費

選挙運動のために使用するビラ、ポスター、葉書等の印刷費

⑥ 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機等の費用

⑦ 文具費

紙、筆記具その他選挙事務所において使用した消耗品等

⑧ 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子代。

運動員・労務者に提供した弁当代。

⑨ 休泊費

休憩費及び宿泊費

⑩ 雜費

ガス代、電気代、水道代等の光熱水費その他

(4) 真実である旨の宣誓

出納責任者は、報告書に真実の記載がなされていることを誓い、記名押印する。

(5) 添付書類

① 報告書には、領収書その他支出を証すべき書面の写しを添付しなければならない。

領収書そのものは出納責任者が3年間保存することになるので、領収書のコピー

を添付し、提出する。

- ② 領収書等を徵し難い事情があった支出については、別に「領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書」の用紙に、費目の項目別、支出年月日順に所要事項を記入のうえ、収支報告書に添付しなければならない。

☆収支報告書の記載については、地方選挙早わかり 143～158、169～182 ページ参照。